

平成29年度第6回御船町議会定例会（10月会議） 議事日程

平成29年10月12日

午前10時00分開会

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

3 番 岩永 宏介 君

9 番 塚本 勝紀 君

第 2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第 3 報告第 9 号 専決処分の報告について

第 4 報告第10号 専決処分の報告について

第 5 報告第11号 専決処分の報告について

第 6 議案第34号 工事請負契約の締結について

第 7 議案第35号 工事請負契約の締結について

第 8 議案第36号 工事請負契約の締結について

第 9 議案第37号 工事請負契約の締結について

第10 議案第38号 工事請負契約の締結について

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1 番 清水 蕙 君 2 番 森田 優二 君

3 番 岩永 宏介 君 4 番 中城 峯視 君

5 番 福永 啓 君 6 番 田上 忍 君

7 番 藤川 博和 君 9 番 塚本 勝紀 君

10 番 田中 隆敏 君 11 番 沖 徹信 君

12 番 井本 昭光 君 13 番 岩田 重成 君

14 番 田端 幸治 君

3 欠席議員

8 番 池田 浩二 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1名）

事務局長 福本 悟 君

5 説明のため出席した者の職氏名（17名）

町 長	藤 木 正 幸 君	副 町 長	本 田 安 洋 君
教 育 長	本 田 惠 典 君	総 務 課 長	吉 本 敏 治 君
企 画 財 政 課 長	坂 本 幸 喜 君	税 務 課 長	宮 崎 靖 君
町 民 保 険 課 長	宮 崎 尚 文 君	こ ども 未 来 課 長	野 口 壮 一 君
福 祉 課 長	道 山 敏 文 君	健 康 づ くり 支 援 課 長	西 橋 静 香 君
農 業 振 興 課 長	藤 野 浩 之 君	商 工 観 光 課 長	作 田 豊 明 君
建 設 課 長	松 岡 秀 明 君	学 校 教 育 課 長	坂 本 朋 子 君
社 会 教 育 課 長	宮 川 一 幸 君	環 境 保 全 課 長	緒 方 良 成 君
会 計 管 理 者	福 田 敏 江 君		

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（田端幸治君） おはようございます。

ただ今から、平成29年度第6回御船町議会定例会10月会議を再開します。

8番、池田浩二君より欠席の申し出があります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田端幸治君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番、岩永宏介君、9番、塚本勝紀君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 諸報告

○議長（田端幸治君） 日程第2、「諸報告」を行います。

諸般の報告を行います。

それでは、休会中における諸般の報告をいたします。

議会運営委員会を10月2日に開催し、各種案件、定例会10月会議の進行等について協議を行いました。第6回御船町議会定例会10月会議の議事日程は10月12日の1日間と決定をいたしました。議会全員協議会を10月6日に開催、それぞれの議案について協議を行いました。

次に、熊本県町村議会議員研修会が10月4日、美里町において開催され、熊本県立大学理事長五百旗頭真（いおきべまこと）氏による「熊本地震からの復旧・復興に向けての課題」及び、熊本県危機管理防災課危機管理防災企画監、有浦隆氏による「町村防災とは、熊本地震の教訓とともに」として、講演がありました。

次に、上益城郡町議会議員研修会及び第43回上益城郡町議会議員スポーツ大会が10月6日、甲佐町において開催されました。熊本県町村議会議長会、古家陽介事務局長による「議員発議について」として講演がありました。その後、スポーツ大会では、天候の関係でペタンク競技が行われ、御船町議会は団体でおしくも優勝を収めることができませんでした。

次に、一部事務組合議会関係では、御船地区衛生施設組合議会の視察研修が開催されました。

その他の内容につきましては、議席に配布しております資料のとおりであります。

次に、地方自治法第235条第3項の規定による例月現金出納検査9月分の結果は配布しております報告書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

まず、総務課について報告します。

衆議院の解散に伴う第48回衆議院議員総選挙及び第24回高等裁判所裁判官国民審査が10月10日告示、22日投開票で行われます。現在、総務課を中心に準備を進めています。今回は、衆議院小選挙区の区割りの改正があり、御船町は熊本4区から熊本3区に変わります。また、期日前投票について、これまでは旧恐竜博物館を投票所としていましたが、現在、震災の影響により高木保育園として使用していますので、今回はカルチャーセンターロビーに場所を変更しています。選挙人に混乱が生じないように、しっかりと周知していき

たいと思います。

次に、福祉課について報告します。

10月4日、100歳到達者の方々へ巡回訪問を実施しました。本年度の100歳到達者は、男性3名、女性4名の7名の方です。これからもますますお元気で生活されることを祈念し、内閣総理大臣からのお祝い状と記念品、熊本県と御船町からの記念品をお渡ししました。本町の100歳以上高齢者数は、本年度到達者を含めまして、男性3名、女性11名の、計14名となっており、最高齢は明治40年生まれ、106歳の女性の方です。

次に、こども未来課について報告します。

10月1日に、公立保育園3園の運動会を実施しました。3園ともに大きなけがや事故もなく無事に終了することができました。高木保育園において、昭和53年度に公立保育園として開園し、40年目となる最後の運動会となりました。歴代保護者会会長、園長、卒園児の参加により、会場内は多くの方であふれ、感動と思い出に残る運動会となりました。

次に、引受法人南苑会による高木保育園の新園舎建設進捗状況について報告します。工事着工から約2カ月が経過し、現在基礎工事が行われており、順調に進められています。毎月の定例会打ち合わせ、こども未来課からも同席し、常に進捗状況を把握しています。今後も開園に遅れが生じないように携わっていきます。

次に、健康づくり支援課について報告します。

平成29年度「健やか親子21－8020の里賞」において、御船町の母子保健推進員活動が佳作賞に輝きました。地域の課題に向き合い、オリジナリティに富む取り組みであり、ケア効果、継続が期待される活動であることが評価をいただきました。

次に、特定健診及び各種がん検診について報告します。7月の集団健診を受けていない方々を対象にし、今年度最後の集団健診を11月10日及び11日に実施します。自分の健康状態を確認し、疾病予防や早期発見につなげるように、健診は必要不可欠です。未受診の方はぜひ受診されますよう、声かけ等をお願いします。

次に、農業振興課について報告します。

平成28年災の農地等災害復旧事業の進捗については、9月30日現在で152件の工事発注を行っており、約25%の発注率となっています。今後も計画的に発注業務を進め、早期の営農再開を目指します。熊本地震復興基金による農家の自力復旧支援事業につきましては、9月30日現在で163件の申請があり、被災した農地の復旧が進んでいます。また、被災宅地

復旧支援事業につきましては、9月30日現在で107件の申請受付を行っています。新たに10月から熊本地震復興基金を活用した小規模農業用水路・農道の早期復旧支援事業及び私道復旧事業の申請受付を開始しています。

次に、商工観光課について報告します。

御船町特産品いさぎの商品販売については、観光交流センターの販売に加え、9月1日から華ほたるでの販売を行っています。

続いて、化石発掘体験につきましては、9月末までに約4,300名の体験者でにぎわっています。今後、秋の行楽シーズンでの誘客に向け、愛郷吉無田と恐竜博物館と連携して進めていきます。

続いて、地方創生の拠点整備事業、吉無田高原緑の村キャンプ場の整備事業につきましては、地域や関係機関との連携と協議のもと、ドームキャビンセンターハウスの建設に取り組んでいきます。吉無田高原観光振興の目玉として今年度の観光に向け進めていきます。

次に、建設課について報告します。

災害公営住宅整備事業について、9月6日付けで、UR都市機構に対し、仮称一丁目団地と仮称古閑迫団地について、災害公営住宅建設に関する14条の要請を行ったところです。その後、9月21日に、災害公営住宅建設に向けての調査・測量に係る業者選定の協議をUR都市機構と行いました。なお、今後におきましては、その他の候補地についても、早期の用地確保及び建設を目指し、一日でも早く被災者の生活再建を図りたいと考えています。

次に、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業について報告します。9月27日及び28日に入札が完了したため、10月議会において工事請負契約の締結・承認に係る議案を上程しています。御審議いただきますようお願いいたします。

次に、妙見坂、辻、玉虫、中原団地の災害復旧事業について報告します。妙見坂団地については、9月6日に竣工検査が終了しました。辻、玉虫団地については、10月末の完了に向けて、復旧事業を進めているところです。また、中原団地については、10月下旬以降の入札に向けて準備をしているところであり、これに伴い、中原団地入居者への説明会を9月26日に開催しました。中原団地については、多大なダメージを受けた住戸もあることから、これらの住戸については、平成30年度以降に用地廃止及び解体を行うこととしています。

次に、公共土木災害復旧事業について報告します。平成29年梅雨前線豪雨に伴う公共土

木災害査定が9月29日に終了しました。内訳としまして、道路災害5件、査定額956万4,000円、河川災害1件、査定額762万5,000円となっています。

次に、環境保全課について報告します。

倒壊家屋等の先行解体、公費解体申請棟数は10月6日現在で1,715棟となっています。公費解体調査済件数は1,499件の99.9%、解体完了件数が1,528件の90.7%となっています。

次に、学校教育課について報告します。

2学期が始まり運動会や集団宿泊、修学旅行、研究発表会など、各学校においては行事が目白押しとなっています。そのような中、各学校から荣誉ある表彰の報告が届いています。まず、コミュニティスクールに取り組んでいる七滝中央小学校が、地域とともにある学校、地域活性化の核となる学校として、優秀教職員組織表彰に選出されました。県下約600校の中の4校として、10月28日に開催される県民フォーラムにおいて、県庁で表彰されます。

次に、御船中学校吹奏楽部顧問の教諭が、顧問としての指導力、震災後の演奏活動によるボランティア活動等が高く評価され、同じく県民フォーラムにおいて表彰されます。

最後に、御船中学校吹奏楽部の生徒たちがボランティアスピリッツ賞を受賞しました。大手保険会社や新聞社が主催し、著名なボランティア活動に対して表彰するものであり、日頃から地域での演奏活動、震災後の数々の演奏ボランティア活動が高く評価されたものです。11月に鹿児島県で開催される九州ブロック表彰、12月には九州代表として大阪で開催される全国表彰式にも出席します。

以上で、行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第9号 専決処分の報告について

○議長（田端幸治君） 日程第3、報告第9号、「専決処分の報告について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第9号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第13号、町道辺田見玉虫線事故における損害賠償額の決定について。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、議案書の３ページを御覧いただきたいと思います。

御専第13号、町道辺田見玉虫線の事故における損害賠償額の決定についてであります。

まず、概要です。町道敷における車両物損事故について、下記の者と御船町間で示談のうえ損害賠償額を決定したものであります。

相手方につきましては、上益城郡嘉島町大字下六嘉3578、有限会社スリーエー、運転者が蜂屋宏樹さんです。損害賠償額につきましては16万8,203円です。

事故状況及び対応につきましては、平成29年８月10日午後４時50分頃、相手方が町道辺田見玉虫線を自家用車で通行中に発生をしたものであります。対向車を避けようとした際に、側溝に被さっていた鉄の蓋が外れていることに気づかずに側溝にはまり、その影響で車体が損傷したものであります。本件につきましては、町道のパトロール不足が一因であり、相手方との協議により示談としたものであります。

なお、示談日につきましては、平成29年９月８日です。

○議長（田端幸治君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第４ 報告第10号 専決処分の報告について

○議長（田端幸治君） 日程第４、報告第10号、「専決処分の報告について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第10号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第１項の規定による軽易な事項の町長専決事項の指定に基づく損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第２項の規定に基づき報告する。

御専第14号、町道植木原竹下線の事故における損害賠償額の決定について。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、続きまして議案書の５ページを御覧いただきたいと思います。

御専第14号、町道植木原竹下線の事故における損害賠償額の決定についてであります。

まず、概要です。町道敷における車両物損事故について、下記の者と御船町間で示談のうえ損害賠償額を決定したものであります。

相手方につきましては、上益城郡御船町大字陣1987番地6、松野憲生（まつののりお）さんであります。損害賠償額につきましては、8,262円です。

事故の状況及び対応につきましては、本年、平成29年7月25日午前5時20分頃、相手方が町道植木原竹下線を自家用車で通行中に発生したものであります。付近の民家から町道に向かってはみ出していた樹木の枝に接触をし、バックミラーを損傷したものであります。本件につきましても、町道のパトロール不足が一因であり、相手方との協議により示談をしたものであります。

なお示談日につきましては、平成29年9月15日であります。

○議長（田端幸治君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

○11番（沖 徹信君） お尋ねですが、過失割の町10、本人0というのは、これはどこが決めるわけですか。

○総務課長（吉本敏治君） 町が加入をしております町村会の判断、それに付随しております保険会社です。その中には弁護士も入っております。その保険会社の判断により過失割合が町10、本人0となったものです。

○11番（沖 徹信君） 木がはみ出していたから町10、本人0、はみ出しているということは運転者もわかっているはずですから、10：0はおかしいと思いますけれども。保険会社がそれでいいと言えればそれまでかもしれませんけれども。

それから、町道に個人の宅地内または農地内、いろんなところに木があると思いますけれども、それが町道に出ているというのは、非常に多いと思われますけれども、そこら辺はどういう管理をされていますか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

町道へのそういった樹木等がはみ出している場合においては、そういうものの対応がありますが、町によりまして、建設課による道路パトロール等を行って、そういった箇所については、随時地権者等との協議を行って対応しているところであります。

○11番（沖 徹信君） 町道に木が生い茂って非常に通行に支障を来すというところは、それでは何カ所ぐらいありますか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

今道路パトロールをしながらということで対応しているということでお答えをしましたが、町全体においてそういった箇所がどれだけあるかということについては、把握は難しいところであります。

○11番（沖 徹信君） 把握が難しいということはパトロールしてないということですか。パトロールしていたら、大体どこどこで何カ所ぐらいというのがわかるはずでしょう。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

パトロールをしながら対応しているところではありますけれども、町というか町道の隅々までを把握しきれないというか、そういったことであります。

○11番（沖 徹信君） そういうことだから、専決でいつかしじゅう事故ばかりして、専決が出てくるわけですよ。いつも言うじゃないですか、区長さんとか何かと連絡をとりながらやってくださいと。そういう中で、個人の敷地、個人の宅地、土地です、そこから町道辺に出ている木が非常に多いと。そう言うたときには、どこが切る、個人に言っても切らない場合にはどうするんですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

原則といいますか、基本的には行政がそういった個人の所有である草木について伐採をするということとはできません。ということで、道路法における管理者、道路管理者ということで、その責任において、未然にそういった事故等を防ぐために、本人というか、地権者の方の了解を得た上で伐採することは可能でありますので、そういった対応をしているところであります。

○11番（沖 徹信君） それでは、伐採するは可能、その経費はどこが見るわけですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

道路管理者として地権者の方の了解を得て、そういった対応をする場合において、地権者の財産でありますので、そういった経費については地権者本人が負担すべきものであります。

○11番（沖 徹信君） それでは、個人に請求するということですね。それは間違いないですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

なかなかそういつて、民法上の見解ではそのような形になって、行政としてもそういつ

た対応をすることになりますが、場合によってはなかなか地権者の方の金銭的な問題、あるいは地権者の方が、そういった理由で了解をされないこともあります。そういう場合においては、その公道における事故を防ぐという名目において、その状況に応じて、場合によっては行政側が費用を負担するということもあり得ることがあります。

○11番（沖 徹信君） 個人の所有物というか、それを町が勝手に切ることはできないと。そういう形で経費は負担する。それはちょっと矛盾している点があると思いますけれども。

それから、これは私も区長さんにお願いしたことがあるんですけども、落合甘木線も木が生い茂って通るにも通られんというか、低くまで下がっているから、車高が高い車とか何かはこすって行きよったんですけど、あそこは今はきれいに切って、それから舗装するように今準備されていますけれども、あそこは、木は私有地にあったと思います。それはどこが切ったのでしょうか。個人が切ったのか、公費で切ったのか、その説明をお願いします。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

これについては、今、沖議員から指摘がありましたように、非常に通行に支障があったという状況を聞いております。そういったことで、区長さんにそのことについて協議があったということで、それに基づいて、関係する地権者の方の了解を得た上で、伐採をやったということでもあります。

○11番（沖 徹信君） 伐採はしてあるから、その金はどこから出たんですかということを尋ねているんです。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

経費については、ちょうどこの箇所については、今回の熊本地震による災害復旧の工事箇所になります。ということで、災害復旧の工事の中において、工事を施工する上において、その周辺の樹木・草木が非常に工事に支障を来していたということもあって、このことについては、災害復旧の工事費の中で対応するということに計画をしております。

○11番（沖 徹信君） 災害復旧ですか。震災による災害復旧、あそこは。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

道路の舗装工事の災害復旧工事だと思います。その中で、工事を施工するに当たっての支障があるということでの対応ということでもあります。

○11番（沖 徹信君） 震災による査定が終わってしまったということですね。そうですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

はい、今議員からありましたとおり、震災による災害復旧工事の査定を受検して、その災害復旧工事ということであります。

○議長（田端幸治君） ほかに、質疑はありませんか。

○副町長（本田安洋君） 私から1つ答えたいと思います。

今、沖議員の問題でございますけれども、やはりこれはどこの地域にもこういう町道に出ている敷地の木の問題があると思います。今度の賠償の問題、これは私も急いでいたんですけれども、普通は道路が崩れておったり、あるいは側溝が、落ちとったりして車が損傷したというのが普通ありますけれども、このように木がはみ出てバックミラーが折れたということの賠償というのは、今までにあんまりなかったと思います。

そういうことで、これをいい機会に今度の嘱託員の会議の中で、こういうことがおきます、だからなるべくやっぱりこれはみんなが迷惑する問題であるわけですから、ぜひ一応そういう地域の中で、切っていただきたいと地主さんをお願いして、徹底するように協力をしてもらいたいとお願いしようと思っていますので、どうかその点、よろしくお願ひしたいと思います。

○11番（沖 徹信君） 今、どこの地区も非常に道路が狭くなるというか、そのために、木が生い茂っているから道が狭く感じて、事故になる可能性というのは結構高いわけです。そういう中で、自分たちで区役でできる部分は切りますけれども、そこで、区役ではちょっと無理というようなとき、そこを公費で切るのか、その地主さんが切るのか、そこら辺を嘱託員会等にも十分周知していただきたいと思います。

○3番（岩永宏介君） この損害賠償の事案なんですが、樹木の枝に接触してバックミラーを損傷したということですが、その後の、この樹木の枝、この点についてはどうなのですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

このことについては、ここの地権者の方が今回の熊本地震で被災をされて、なかなか被災されて今避難中ですが。その避難先が特定できないというか、連絡がとれないというか、そういった状況であります。ですから、そのことについては、まだ現在のところの状況については、確認をしようと思います。ちょっと時間をいただけますか。

○3番（岩永宏介君） そしたら、また同じようなことが起こる可能性があると思うんです。

それと、今の議論を、沖議員の質問についての答弁あたりを聞いておりますと、何かちょ

っとおかしいなというところがありました。松岡課長で、例えば民法の規定とおっしゃったわけですが、それはどのあたりを、どんなふうに、これは民法の、例えば具体的にはどういうことを想定しておっしゃっているのでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

民法上の見解といいますか、そういうことで申し上げたいと思いますが。読み上げさせていただきますが、対応させていただきます。

民法上の見解ということで、これは県とも協議をしたことなんですけれども、公費を、先ほども申し上げましたように、ケースによっては使う場合もあります。そういったことで、原則として行政が切るということはできないというのが原則であって、なお、道路法上での管理者、道路管理者の責任において、事故等を防ぐ名目で本人の了解を得て伐採することはできますが、その場合、伐採した代金を本人に請求するなど、本人へ負担をさせる必要があります。ただし、金銭的な問題があれば、そういったことから地権者が了承しない場合があるということで、その場合、そういった対応に時間がかかりすぎるということがあることから、状況に応じて行政が対応し、その費用を行政が負担するケースがあるというのが現状であります。そういった結果になります。

○3番（岩永宏介君） 私が申し上げているのは、具体的に、例えば民法の何条を言っておられるかということです。といいますのは、これは、先ほどこういう事件が起きておりながら、樹木をそのままにしておったら、これはまた過失割合が10割になって、町が10割として、結局同じお金を払わにやいかんわけでしょう。ところが、民法には、この場合、総務課長がおっしゃったように、10割じゃないようにするには、何か話があったと思うんですよ。全員協議会の中に出てきたんですが、そのあたりをきちっと押さえておいて、例えば、今度区長会の中で、そういうのをきちっと切ってほしいということを言うときに、言い方が変わると思うんです。切らせてくださいよりも、もっと先にすることがあるということです。「切らせてください」ということじゃなくて、対応を、民法の規定に沿ってきちっと権利を主張せんといかんとじゃないかなと思うんです。そういうことをしておけば、そこを、道路をはみ出してきているから、そこをきちんと伐採してくださいということをお願いしておけば、過失割合が変わったということをおっしゃったんじゃないんですか。総務課長、いかがでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、まず民法の規定について、御紹介をしたいと思います。

まず、民法の第233条になります。竹木の枝の切除及び根の切り取りという部分なんですけれども、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者にその枝を切除させることができる、という規定があります。2項には、この木の根のことについて書いてあるんですけれども、隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができると規定がされています。つまり、枝は所有者の方に切ってくださいと。ただし根が入ってきた場合は入ってきた側が切っていいという規定です。

それから、併せまして民法の第717条です。土地の工作物等の占有者及び所有者の責任という見出しの条文があります。土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって、他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は被害者に対してその損害を賠償する責任を負うという条文があります。つまり、そのまま放置していたことによって他人に損害を与えてしまったら、その所有者はその損害を賠償しなければならない。

その中で、道路法の、この前全員協議会のお話ししましたがけれども、道路構造令の中には、道路は設置者が管理することになりますので、町道の場合は町長、町が管理となります。道路構造令の中には道路の上4.5メートルまでは管理をなささいということになっています。ですから、まず町がすべきことは、その所有者に対してまず切除の依頼をするということが一番最初に来るものと思います。それでも本人が切らないというときは、それはもう司法の判断に委ねなければならないということになります。提訴ということです。そういう必要が出てきます。

しかし、本件の場合、これに類するような場合、そこまでやっているというところはほぼないのではないかと考えております。道路管理者としての安全な通行を期するためには、どうしても行政の側で、もし承諾が得られれば、そして、なかなか費用負担が難しいといった場合は、先ほど建設課長が言いましたようなことも可能性としてはあると思っています。

今回の件を踏まえまして、次回以降またこういった件が発生するようであれば、やはりどうしても、この通行に支障するから切ってもらいたいという案件があったら、まずは所有者に対してその旨を伝えるということを徹底していくべきであろうとは思っているところです。

○3番（岩永宏介君）　それで、今のことでそういうふうになっているということを、まず住民に、副町長もおっしゃったですが、この件を機会にきちんとお願いをすると、そういう

ふうに法律になっているということも含めて、具体的に切るようにしてもらおうといひますか、所有者がきちんと切るところが原則だろうと思ひますので、そのあたりを例えは広報を使ったり区長さんにもお願いすると、切られるようにお願いして、これはお金だから保険金で賄えるからいいんですが、お金のことじゃなくて、例えはこういう方が、これはバックミラーの損傷で済んだんですけれども、例えは命を落としたとか、結構重大事故につながったということが一番怖いんです。だからそういうことで町はそういう命を大事にしているという意味で、この機会をとらえて、そういう所有者にきちんと切らせる、切ってもらおうという形で徹底していいんじゃないかなと思ひます。そんなふうに強く思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○建設課長（松岡秀明君） 先ほど岩永議員から、その後の対応についてはどうだったかということの質疑がありましたけれども、その件についてであります。地権者の方には連絡がとれて、その結果として、地権者の方が自分で対応することはすぐはできないということの回答があったということで、そういうことで、それでこの枝については町で伐採することについては了解できますかということの説明をしたところ、了解が得られたということで、この枝について、必要最小限の部分について、職員でこの枝を伐採して対応したということです。

そのほかの枝につきましては、今後、本人に依頼をして伐採についての対応をしていたくように現在としては依頼をしている段階であります。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（中城峯英君） この件に関しては、非常に地域では悩ましいことです。先ほど建設課長は、そういった垂れ下がっている樹木について、地権者にちゃんと、全体は把握してないけど、そういったところの方には指導しているというお話をされたけれど、そういう事実はありますか。

○建設課長（松岡秀明君） パトロールをしながら、必要な分については結局安全というか、事故の防止というか、そういった目的として、地権者の方々に依頼をしたり、あるいは地域の区長さん等を通して、そういった対応についての依頼をしたりとかをする場合もあります。

○4番（中城峯英君） 私も区長をやりましたけれど、そういう指導とか、そういったことは一切ありません。ですから、それは区長の責任でやっています。やっぱり区長に言ってこ

られるから、区長が区役を使ったり、あるいは町に相談して、自分の区をバケット車、私も3回ぐらいやりましたけれども、代は出してもらったり、じゃあ、その切った樹木をどう処分するかというのも出てきます。ですから、今副町長が囑託員会議でそういったことも皆さんにお願いしますということだけでも、それはもう確かにそういうことをやっていただかにゃいかん。その前に、やはりそういった損害賠償の関係も民法上もあるわけですから、町がきちんとそういう箇所を把握されて、そして地権者に、こういったそこで、おたくの、やはりそれは所有者の管理責任は当然あると思うんです。だからそういったことで切ってくださいと。万が一そういった事故でも起きたら責任がありますと。私は区長のときに、そぎゃんして言いよったんです。だから、嫌われますよ、区長は。何回も何回も、言うてもすぐには切ってくれませんので、「いいえ、切られません」と、「じゃあ、シルバーがあるじゃないですか」ということでシルバーに切ってもらったケースもあります。

でも、やはりそういったところはまず把握をされて、町が言って、そして区長からも言ってもらおうと、そういうことをやとくと、そういった事故があったときには、あと損害賠償分、もし受ける場合です、そういったことはきちんと立証できるんじゃないかなと思いますので、そういったことをやってください。

それと、沖議員が言われた甘木線のあそこ、私も区長のときから何度も何度も言いました。それはもう町じゃなくって地権者の方に言ったんです。言えばあんまり顔を会わせられんごとなるとです。でも、今回やっと下の道路を舗装するから邪魔になるから切ったのが事実です。うちの甘木地区ですからよく知っていますけれども、そういったことで、非常に悩ましいことだけど、繰り返しますが、町からちゃんと地権者の人に言ってもらって、そして区長と連携して、そういったことをやっていただきたいということです。

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第11号 専決処分の報告について

○議長（田端幸治君） 日程第5、報告第11号、「専決処分の報告について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第11号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規

定による軽易な事項の町長の専決事項の指定第7号に基づき専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第15号、平成29年度御船町一般会計補正予算（第4号）について。

○企画財政課長（坂本幸喜君） それでは、御専第15号、平成29年度御船町一般会計補正予算（第4号）を御覧いただきたいと思います。本件につきましては、10月22日の衆議院選挙に係る経費の補正となります。9月28日に専決処分を行いましたので、議会に報告するものです。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ983万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173億2,972万8,000円とします。

それでは、詳細について説明します。4ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書、歳入になります。14款、国庫支出金、補正額885万5,000円。補正後は、51億1,513万5,000円。これは衆議院議員選挙費委託金になります。

次に、18款、繰入金。補正額98万3,000円。補正後は5億2,778万7,000円。これは、財政調整基金の繰入金です。

次に、5ページを御覧ください。事項別明細書、歳出になります。2款、総務費。補正額983万8,000円。補正後は13億646万2,000円です。詳細については、7ページを御覧いただきたいと思います。まず、1節、報酬77万5,000円、選管委員報酬及び非常勤職員報酬になります。3節、職員手当447万5,000円、職員の時間外勤務手当になります。7節、賃金28万8,000円、臨時職員賃金になります。8節、報償費6万3,000円、ポスター掲示場の謝礼になります。9節、旅費8万9,000円、選管委員や立会人等の費用弁償になります。11節、需用費82万9,000円、投開票時の消耗品等になります。12節、役務費112万8,000円、入場券の郵送代や不在者投票の切手代等になります。13節、委託料157万7,000円、ポスター掲示場の設置撤去委託料等になります。次に、14節、使用料及び賃借料24万2,000円、投票時の照明器具、電話、机等のリース料になります。次に、18節、備品購入費です。37万2,000円、投開票速報用のパソコン記載台、パイプいす等の購入になります。

以上で、報告第11号、専決処分の説明を終わります。

○議長（田端幸治君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

○5番（福永 啓君） 今回の選挙に伴う予算なわけなんですが、一般的にこの選挙に伴う

予算はすべて国庫支出金によって賄われるというのが原則となっていると思います。そのうち、今回1割程度、毎回なんですけど、1割程度繰入金が入っております。これはなぜ繰入金を経費に入れられてきたのか。それと、繰入金の支出先はどのようなものを想定されているのか、お願いいたします。

○総務課長（吉本敏治君）　今、福永議員から質疑がありましたけれども、国政選挙でありますので、原則は国がその経費を負担するわけですが、その負担の基準につきましては、これは公職選挙法ではありませんで、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律というものがあります。この基準につきましてはいろんな種目があります。投票所の数であったり、もちろん当日の有権者数の数であったりとか、開票所の数、それから事務従事者の数、いろんなものが、その算定の基準の中にあります。それを結果的に積み上げたものが、その委託金の予定額ということになるわけですが、今回、歳入においては、前年の参議院選挙それから平成26年の衆議院議員の選挙、そのときの歳入の実績等を勘案して、歳入予算を組んでおります。歳出予算につきましては、当然必要となるものを歳出予算として計上しております。結果として90万円程度の一般財源、この場合は財調から繰り入れてということになりますが、それぞれの経費に充当するということになりますので、どの部分にということではありませんので。

ただ、例年これまでの決算ベースで見えますと、まず平成25年の参院選がありましたんですけど、この際使った一般財源が17万9,000円ほどです。それから、平成26年の衆議院選では11万円ほど、平成28年の参院選では3万9,000円ほど、毎回少しずつばらつきはありますけれども、おおむね0.4%から2.1%の一般財源の比率ということで、ほぼ委託金で賄われているというのが実状ではあります。

○5番（福永 啓君）　そうしますと、基本的に一般的選挙をすれば、国庫支出金ですべて賄うことができるが、場合によっては投票箱を新しくしたりするとか、いすの購入ですとか、そういうところで一部基準外の支出が出てくる可能性があるんで、そのために、念のために繰入金を充てていいということで、よろしいですね。

○総務課長（吉本敏治君）　結果的には、今おっしゃったようなことになります。

○6番（田上 忍君）　今回、備品購入が出されていますが、このもう少し詳しい説明をお願いします。

○総務課長（吉本敏治君）　予算説明書の4ページを御覧いただきたいと思います。備品購入

費として、投開票の速報用のパソコン、それから記載台を2台、投票所用のパイプいすを10客購入予定としております。今回は衆議院選挙でありますので、まず選挙区の投票、それから比例代表の投票、そして国民審査の投票ということに、3種類投票を行っていただく必要があります。今選挙管理委員会で持ち合わせているパソコンが、専用として2台持っているわけなんですけれども、3種類の投開票があるものですから、その開票時にもう1台必要となりますので、今回この委託金を使って購入をさせていただきたいと考えております。

それから、記載台もかなり古くなっているものがありますので、その買い替えを2台分、それと投票所用のパイプいすを10脚程度購入する予定としております。

○6番（田上 忍君） 今、パソコンは何台かあるということですが、今回、この購入して、このパソコンは大体何時間使われるですか。

○総務課長（吉本敏治君） すみません、最後がちょっと聞き取れなかったんですけど、何日ぐらいということですか。何時間。

今回の衆議院選挙用に不足している分を1台補うということですので、購入後は、終わるまでは使うということになります。

○6番（田上 忍君） 購入後終わるまで使うというのは、何が終わるまで使うんですか。

○総務課長（吉本敏治君） 今回、不足している分を1台買いますので、開票が終わるまでは、当然この選挙の中で使うことになります。それ以降も、国政選挙とかあれば、またそれを使っていくということになります。その他の県の選挙あるいは町の選挙、その際にもそのパソコンは使っていくということになります。

○6番（田上 忍君） その前のページにいろいろと照明器具とか、その他リースとかでやられていると思います。何で購入が必要なのか。今聞きますと、その当日、開票速報用に使うということであれば、レンタルとかそういうのもあったかと思うんですけど、レンタルでは駄目なのですか。

○総務課長（吉本敏治君） 基本的にレンタルで対応できないこともないわけですが、何分特定財源がありますので、必要なものは購入をしたいという考えでおります。

○6番（田上 忍君） では、その後どういう活用を考えていますか。

○総務課長（吉本敏治君） 当然、選挙管理委員会の持ち物になりますので、選挙管理委員会で使うか、あと選挙に使うという想定をしております。

○6番（田上 忍君） もう1つ、選挙用で使うということですが、選挙で国政選挙といえ、今説明がありましたけれども、次は参議院選挙は2年後ですかね、他の選挙も1年半ぐらいかと思います。ただ、購入してまで、そうやってパソコンを置いておく必要があるのか。そのときそのとき必要なとき、何かレンタルとか、そういうことをやって使えばいいかなと思ったんですけれども、どうなんでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） そういった考えもあるかと思いますが、選挙執行につきましては、国政選挙は国から金が来ます。その中で基準額が当然ありますので、それとにらみ合わせながら、レンタルが対象になるのかどうか、そのあたりも含めて検討はしていきたいと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第34号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第6、議案第34号、「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第34号、工事請負契約の締結について。インター団地地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） 議案書の7ページを御覧いただきたいと思います。

議案第34号です。まず、工事名です。インター団地地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設（その1）工事となります。

工事の理由は、そこに記載しておりますとおり、熊本地震によりまして、盛土造成地の滑動崩落によって宅地擁壁等に被害を生じたため、その対策工事を行うものであります。

工事場所につきましては、上益城郡御船町大字小坂地内です。

契約金額につきましては、1億9,058万2,200円です。

契約の相手方です。御船町大字滝川712。東生・池田復旧・復興建設工事共同企業体であります。

○議長（田端幸治君） これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） これは、今回の造成事業すべてに当たることなんですが、この間、全員協議会等でも御質問いたしました。これはあくまでも1期工事、この平成29年度内にしなければいけない分の契約を今回して、この契約をした分については、3月年度内に終わる分の工事の契約であるということですね。そして、この後、2期、3期と契約が続くかもしれません。それについて、どれぐらい、あと残りの部分のパーセントでもいいです、金額でもいいです。そのあたりがあとどれぐらい残っているか、それがわかれば、お答えください。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

今回発注しますのは、先ほど議員がおっしゃったように、平成28年度から繰越分でありまして、平成29年度中には工事を完了することが必須であります。その後においては、大体工事費としましては、全体で、平成31年度までを予定しておりまして、全体で16億6,000万円ほどの事業の工事費になります。そのうち、今回約6億円近くの工事を発注するわけですので、大体30%強が今年度の事業工事ということになります。あと残りが、あと2カ年度で7割、70%ほどが発注をしていくということになります。

○5番（福永 啓君） 今のはあれですよ、議案第34号、35号、36号、37号、すべて合わせて今後16億円ぐらいかかるという話ですか、それでよろしいですか。はい。

○議長（田端幸治君） ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号、「工事請負契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第35号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第7、議案第35号、「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第35号、工事請負契約の締結について。フジワ団地地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） 議案書の8ページをお願いします。議案第35号につきまして、少し説明いたします。

まず、工事名です。フジワ団地地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設（その1）工事です。

理由につきましては、先ほどと同様となります。

工事場所につきましては、御船町大字小坂地内です。

契約金額が、6,102万円。

契約の相手方は、天草市五和町鬼池113、株式会社五和産業です。

○議長（田端幸治君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号、「工事請負契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第36号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第8、議案第36号、「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第36号、工事請負契約の締結について。中原団地地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） 議案書の9ページを御覧いただきたいと思います。議案第36号になります。

まず、工事名です。中原団地地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設（その1）工事であります。理由につきましては同様です。

工事場所は、御船町大字辺田見地内となります。

契約金額が、5,275万8,000円です。

契約の相手方につきましては、御船町大字高木4848-1、やすらぎ・明和復旧・復興建設工事共同企業体となります。

○議長（田端幸治君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） 今回の工事区間というか、場所を見ますと、上ってから、また中原団地に入ってから、右側の、今崩落している部分だけということでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

団地内に入る上り坂がありますが、入って左側になります。左側の法面が落ちておりますが、その部分の対策工事ということになります。

○6番（田上 忍君） すみません、私はこの地図の見方を間違えていました。というと、右側はまたそのうち入ってくるということですね。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

右側のほうは、これは県の工事になりますけれども、災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業ということで、県営事業になります。今年度、この事業についても発注が行われて、事業が完了するということになります。

○6番(田上 忍君) はい、わかりました。そうしますと、入って左側のほうということは、これを見ると道路が入っているかと思います。今日の最初のほうで側溝の蓋が開いていたとか、そういうことで事故が起こったとありました。この中原団地内の道路も結構側溝の蓋が、要は金属の蓋が開いていたり、危険なところがたくさんあるかと思います。今ごみというか、入居者の方がいろいろ不要なものを出しておられると思います。その際、結構危険な箇所もあると思いますから、そのあたり見回りはされていますか。

○建設課長(松岡秀明君) お答えします。

今ありましたように、10月10日から25日までの間において、入居者の方々の荷物といいますか、ごみの分別あたりの作業に追われておられますけれども、職員が2名常駐しております。そういう中で、安全対策については職員等で対応・対策をしているところであります。

○6番(田上 忍君) 今、中原団地内の道路も結構側溝が開いているところがありますから、その辺に御船の方が片づけるときに入り込まないように、その辺はもう一度注意するなり、ちょっと危険のマークを立てるなり、そういう対策をされた方がいいかと思っています。

○議長(田端幸治君) ほかに、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田端幸治君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田端幸治君) 討論なしと認めます。

これから、議案第36号、「工事請負契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長(田端幸治君) 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 9 議案第37号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第 9、議案第37号、「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第37号、工事請負契約の締結について。玉虫住宅地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） 議案書の10ページです。議案第37号になります。

まず、工事名です。玉虫住宅地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設（その 1）工事となります。

工事理由につきましては、これまでと同様です。

工事場所につきましては、御船町大字滝尾地内となります。

契約金額が、1 億6,684万9,200円となります。

契約の相手方です。御船町大字七滝2062。井本土木建設・吉本組復旧・復興建設工事共同企業体となります。

○議長（田端幸治君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号、「工事請負契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第38号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第10、議案第38号、「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第38号、工事請負契約の締結について。御船台団地地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） 議案書の11ページとなります。議案第38号です。

まず、工事名から申し上げます。御船台団地地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設（その1）工事であります。

工事理由につきましては、これまでと同様です。

工事場所につきましては、御船町大字滝尾地内。

契約金額が1億1,944万8,000円です。

契約の相手方につきましては、熊本市南区御幸笛田二丁目15番1号。株式会社吉永産業。

○議長（田端幸治君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号、「工事請負契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

これで、平成29年度第6回御船町定例会10月会議の議事日程はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合によりこの後再開する定例会まで休会にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、平成29年度第6回御船町議会定例会10月会議を終了します。

～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

午前11時23分 休 会

地方自治法第 1 2 3 条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員